

審査基準（漁業権の免許）

- 1 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第71条第1項に規定する免許をしない場合の次の各号の一に該当しないこと。
 - ・申請者が法第72条に規定する適格性を有する者でない
 - ・海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請である
 - ・その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある
 - ・免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がない

- 2 団体漁業権に係る申請については、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第4号（組合法第52条第1項に規定する総代会によるものも含む。）に規定する特別決議事項の決議又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第1号の規定に基づく決議が行われていること。

- 3 法人による個別漁業権に係る申請については、組合法第17条第1項の要件を満たす等、事業の実施が可能なこと。

- 4 同一の個別漁業権について1の条件を満たす申請が複数あるときは、法第73条第2項に規定する各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に対して免許する。

なお、同項第1号に該当する場合の「その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合」については、別紙のチェックシートにより判断する。

また、同項第2号に該当する場合の「免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」は、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することとし、法施行規則第25条第2項第3号の事業計画書のほか、必要に応じてヒアリング等を実施し、次の基準により判断する。

 - （1）免許を受けることで当該漁場が適切に管理され、漁業生産の維持増大が見込まれること。
 - （2）（1）の漁業生産の増大の達成を通じ、地域の漁業所得の向上が図られる見込みがあること。
 - （3）地域住民に対し適切な就業機会を確保することにより、（1）及び（2）が達成される見込みがあること。
 - （4）関係漁業協同組合に対し、積極的に漁場利用計画を説明し、理解を得るように努めていること。
 - （5）地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築が図られていること。

- 5 第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をすること（法第168条）